

【介護保険対応 訪問看護利用料金表(非課税)】(2015.8.1～)

サービス内容	利用料 (10割)	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	単位	サービス提供時間	基本単位
訪問看護 I-1・時間内	3,425円	343円	685円	310	1回につき 20分未満	310単位
訪問看護 I-2・時間内	5,116円	512円	1,024円	463	1回につき 30分未満	463単位
訪問看護 I-3・時間内	8,994円	900円	1,799円	814	1回につき 30分以上1時間未満	814単位
訪問看護 I-4・時間内	12,342円	1,235円	2,469円	1,117	1回につき 1時間以上1時間30分未満	1,117単位
訪問看護 I-5(PT・OT・ST)	3,337円	334円	668円	302	リハビリ 20分(※1)	302単位
訪問看護 I-5(PT・OT・ST)	6,674円	668円	1,335円	604	リハビリ 40分 302単位×2	
訪問看護 I-5・2超(PT・OT・ST)	9,016円	902円	1,804円	816	リハビリ 60分 272単位×3	272単位
特別管理加算 I (1ヶ月に1回)	5,525円	553円	1,105円	500	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。	
特別管理加算 II (1ヶ月に1回)	2,762円	277円	553円	250	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること。	
複数名訪問看護加算(30分未満)	2,806円	281円	562円	254	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。	
(30分以上)	4,442円	445円	889円	402		
長時間訪問看護加算	3,315円	332円	663円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定	
初回加算	3,315円	332円	663円	300	新規に訪問看護を提供した場合	
退院時共同指導加算	6,630円	663円	1,326円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合	
緊急時訪問看護加算(※2)	5,967円	597円	1,194円	540	1か月につき1回算定。	
ターミナルケア加算(※3)	22,100円	2,210円	4,420円	2,000	死亡月につき1回算定。	

(※1) PT...理学療法士、OT...作業療法士、ST...言語聴覚士 リハビリの上限は週120分迄。

(※2) 介護予防訪問看護の利用料も同様の金額になります。

(※3) 緊急時訪問看護加算、ターミナルケア加算、夜・朝、深夜加算は24時間連絡体制にあるステーションが算定することができます。

※ 夜間・早朝 25%増し 深夜 50%増し

※ 緊急時訪問看護加算・特別管理加算 I・II、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外。

【運営規程に定められたその他の費用】

算定項目	サービス内容
交通費	通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合の交通費は実費を徴収いたします。

【介護保険対象外のサービス実施のご利用料(税込み)】

算定項目	サービス内容
在宅以外での訪問看護	1時間まで訪問看護介護報酬告示上の額の10割 2時間目以上は要相談。
死後の処置	亡くなられた後の処置と処置材料費込みで 20,000円。
その他オプション	ご相談に応じます。

キャンセル料	サービス利用日の前日まで 無料 サービス利用日の当日 利用者負担2,000円 *サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡をお願いします。 但し、利用者様の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。 <b>緊急連絡 TEL 042-304-8880</b>
--------	--

《利用料負担額の計算方法》

介護保険によるサービス利用料 = 単位数 × 11.05 ( 3級地 単価)・・・A  
A - (A×90%) = 利用者負担額

\*小数点以下は切り上げさせていただきます。

\*准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

\*夜間・早朝 午前6時～午前8時まで、または午後6時から午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%加算されます。

\*深夜 午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%を加算されます。